特許微生物寄託等業務委託費

令和6年度概算要求額 1.4億円（1.4億円）

事業の内容

事業目的

微生物に係る特許発明の実施可能性を担保するため、出願人は容易に入手することのできない微生物を条約・法令に基づき寄託しなければならない。そのため、国際条約上の国際寄託当局である独立行政法人製品評価技術基盤機構に円滑かつ継続的に寄託機関としての業務を実施させることを本事業の目的とする。

事業概要

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約上の国際寄託当局である独立行政法人製品評価技術基盤機構が、平成15年度以前に国際寄託された特許出願に係る微生物について、①微生物の受託（再寄託）、②保管、③分譲、④生存試験、⑤証明書の発行、を行う。また、国際寄託された微生物を30年間、安定的かつ確実に保存するため、微生物の安定した長期保存、形質・機能維持等に係る技術の研究開発を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国 →（委託）→ 独立行政法人　製品評価技術基盤機構

特許微生物寄託制度の概要

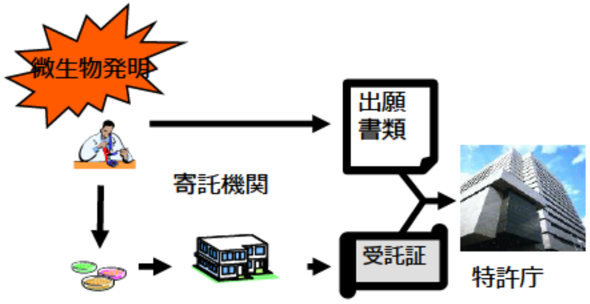

成果目標

当該年度に継続保管すべき微生物の数に対し、安定的かつ確実に保管を行うこと。